

釣り人、遊漁船業者、
プレジャーボート等を運航する皆様へ

令和8年
4月から



くろまぐろ釣りに



届出制を導入!!

くろまぐろ（大型魚）の採捕を目的とした遊漁については、令和8年4月から広域漁業調整委員会指示に基づき届出制が開始されます。

定められた期間内にシステム（インターネット/LINE）から申請を行ってください。

遊漁者

届出対象：くろまぐろ（大型魚）釣りをしようとする**全ての遊漁者**

受付期間：令和8年1月1日から最初にくろまぐろ（大型魚）を
採捕しようとする日の**1営業日前まで**

遊漁船業者

届出対象：くろまぐろ（大型魚）の採捕を目的として

遊漁者を漁場に案内しようとする全ての遊漁船業者

受付期間：令和8年1月1日から**令和8年3月20日まで**

プレジャー ボート等 運航者

届出対象：くろまぐろ（大型魚）の採捕を目的として

(1)遊漁者を漁場に案内しようとする

(2)自ら漁場に赴こうとする

全てのプレジャーボート等の船舶運航者

受付期間：令和8年1月1日から**令和8年3月20日まで**

なお、届出をせずにくろまぐろを採捕したこと等が確認された場合は、農林水産大臣から広域漁業調整委員会指示に従うべき旨の命令(裏付命令)が発出されます。当該命令に従わない場合は、漁業法第191条に基づき、罰則（1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金）が適用されます。



水産庁

クロマグロ 遊漁

検索

【お問合せ先】水産庁管理調整課 沿岸・遊漁室
TEL：03-3502-8111（内線6705）



届出制の詳細は
こちら